

平成28年度 向日市子ども・子育て支援事業計画に おける主な取り組み状況について

◆ 教育・保育事業関係

1. 現施設（保育所・幼稚園）から認定こども園への移行に関する意向調査の実施

京都府からの依頼により、市内の保育所を運営している社会福祉法人（4か所）及び幼稚園を運営している学校法人（3か所）に対し、認定こども園への移行等に関する意向調査を実施しました。

今後、特に0～2歳児の低年齢児の保育ニーズとともに、新たな教育・保育の場として期待されることから、認定こども園に対する情報提供や相談窓口の充実を図るなど、私立認可保育所、私立幼稚園から認定こども園への移行について支援を行っていきます。

（回答内容）

- ・ 予定あり 1か所
- ・ 検 討 中 1か所
- ・ 予定なし 5か所

2. 保育所新規開設予定者に対する保育所等整備交付金（基準額：国 2/3・市 1/12 ・事業者 1/4）の予算措置（当初予算）

本年11月に認可保育所を開設予定の社会福祉法人に対し補助金（平成28年度出来高90%分）を計上しました。※平成27年度出来高10%分は交付済

- ・ 場 所 寺戸町寺田1－8（国有地）
- ・ 敷地面積 1,330.77㎡
- ・ 定 員 120人
- ・ 名 称 かぐや 華月つばさ保育園
- ・ 開設予定 平成28年11月
- ・ 実施主体 社会福祉法人 博光福祉会（大阪府）

3. 保育所改築（平成28～29年度継続事業）予定者に対する保育所等整備交付金の予算措置（補正予算）

既存保育園を改築予定の社会福祉法人に対し補助金（平成28年度出来高10%分）を計上しました。

- ・場 所 物集女町北ノ口65－20
- ・敷地面積 1,422.23㎡
- ・定 員 120人（改築前）⇒125人（改築後）
- ・名 称 あひるが丘保育園
- ・開設予定 平成30年4月
- ・実施主体 社会福祉法人 洛西永正福社会（向日市）

4. 【新規】小規模保育事業所の開設

市内で2か所目となる認可小規模保育所が開設され、また、7月からは、同園の2階を活用し子育て中の親子や妊婦が自由に遊んで交流できる「子育てひろば」をオープンされました。

- ・場 所 寺戸町飛龍11－3
- ・定 員 12人（0歳児：3名、1歳児：4名、2歳児：5名）
- ・開 設 日 平成28年4月1日
- ・名 称 チェリーズハグ東向日園
- ・事業主体 株式会社 cheer コーポレーション（長岡京市）※保育事業
NPO法人 いんふぁんと room さくらんぼ ※子育てひろば

◆地域子ども・子育て支援事業

1. 地域子育て支援拠点

市内の子育て支援NPOが運営する子育て支援スペースが、9月から市北部の新市街地に移転しました。

阪急洛西口から3分という好立地にあり、新たに転入された方も含めた子育て世帯の憩いの場として利用者数も増加しています。

- ・移 転 先 寺戸町七ノ坪 1 4 1 S U ・ B A ・ C O 1 F
- ・開 設 費 月・火・水・金・土（週 5 日）
- ・内 容 (1)親子交流の場の提供
(2)子育てに関する相談・援助
(3)地域の子育て関連情報の提供
(4)子育て支援に関する講習 等
- ・事業主体 N P O 法人 子育て支援ねこばす

2. 放課後児童健全育成事業における施設・環境整備事業

児童が、放課後における生活の場として、快適に過ごすことができるよう、第 3 及び第 6 留守家庭児童会で、トイレ改修（男女別化、洋式便器への改修）を行いました。

3. 子育てコンシェルジュ推進事業

妊娠期から子育て期に渡るまでのワンストップ窓口を設置し、地域の関係機関と連携協力しながら、安心して出産や育児ができる体制の充実を図りました。

①子育てコンシェルジュ事業

すべての妊婦等に保健師が面接し、地域の子育てに関する情報を提供した上で必要に応じて、個別支援プランを作成

②産前・産後サポート事業

(1)子育て応援パートナー派遣事業

助産師寄り添い訪問を実施

(2)養育支援訪問（育児・家事援助）事業

支援が必要と認められる家庭の妊婦や保護者に育児・家事の援助を実施

(3)プレママ・サロン事業

助産師が集団形式で相談・指導を実施

③子育てサポート事業

(1)すくすく身体クリニック事業

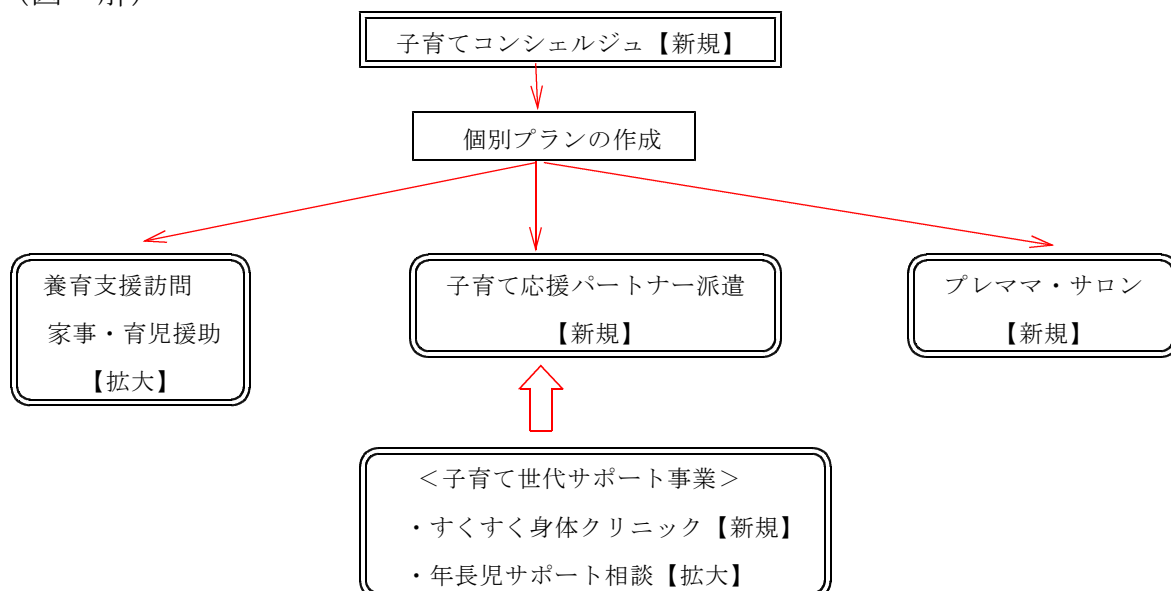
配慮を必要とする子どもを支援し、保護者の不安や負担を軽減するために小児専門医の診察と保健師・栄養士による指導を実施

(2)年長児サポート相談事業

就学前の集団生活や家庭での育児に悩みや不安のある保護者に、発達相談

による相談・支援を充実しました。

(図 解)



◆計画記載（第5章施策の展開）の子育て関連事業

1. 多子世帯保育料負担軽減

子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、平成27年度から、所得制限（保育所：640万円、幼稚園：680万円）未満で長子18歳未満の第3子以降の保育料を無償としています。

平成28年度は、さらに、所得360万円未満の世帯で長子の年齢制限なしで第2子半額、第3子以降保育料無償とするとともに、ひとり親世帯について、第1子半額、第2子以降を無償としています。

・対象者数 保育所 131人（平成28年4月分）

2. 子どもの貧困対策

①高校等中退者の学び直しに対する授業料支援

平成27年度から、母子家庭等の親の高等学校卒業資格取得を支援することで、より良い条件での就業や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげるため、民間事業者などが実施する対象講座（通信講座を含む）の受講費用

の一部を支給することとしています。

平成28年度から、母子家庭等の児童まで対象を拡大しています。

- ・対象者 母子家庭・父子家庭の親及びその児童（満20歳未満）
- ・支給額 受講費用の6割分を支給 ※上限15万円

②児童扶養手当の多子加算額の引き上げ

ひとり親家庭の自立を支援するため、第2子・第3子以降の多子加算額8月支給分から引き上げています。

- ・対象者 母子家庭：約430世帯、父子家庭：約20世帯
- ・支給額 基本分 42,000円→42,330円（4月～物価スライド）
第2子加算 5,000円→最大10,000円（8月～）
第3子以降加算 3,000円→最大6,000円（8月～）

③高等職業訓練促進費給付金の拡大

ひとり親家庭を対象に就職に有利な資格、経済的自立に効果的な資格の取得をめざし、通学して修業する場合に、養成訓練の受講期間について生活の負担の軽減を図るための高等職業訓練促進費給付金を支給しています。

平成28年度から、支給期間の延長や対象資格について、1年以上の修業が必要な資格に拡大をしました。

- ・支給期間の上限 2年→3年
- ・資格対象 2年以上の修業期間が必要な資格（例：看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士 他）→1年以上の修業期間が必要な資格（例：調理士、製菓衛生士 他）
- ・支給額 前年度市民税非課税世帯 100,000円（変更なし）
前年度市民税課税世帯 70,500円（変更なし）

④自立支援教育訓練給付金事業の拡大

ひとり親家庭を対象に、就職に際し行う能力開発を支援し、自立を促進するため、教育訓練講座の受講に係る費用の一部を給付する自立支援教育訓練給付金を支給しています。

平成28年度から、支給割合及び支給上限額を拡大しました。

- ・支給割合及び支給上限額
受講費用の2割、上限100,000円、下限4,000円→
受講費用の6割、上限200,000円、下限12,000円

3. 虐待防止対策

すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法が改正されました。

- ・改正点（別紙のとおり：児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要）